

7 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の充実について

【提案・要望先】 内閣府・経済産業省

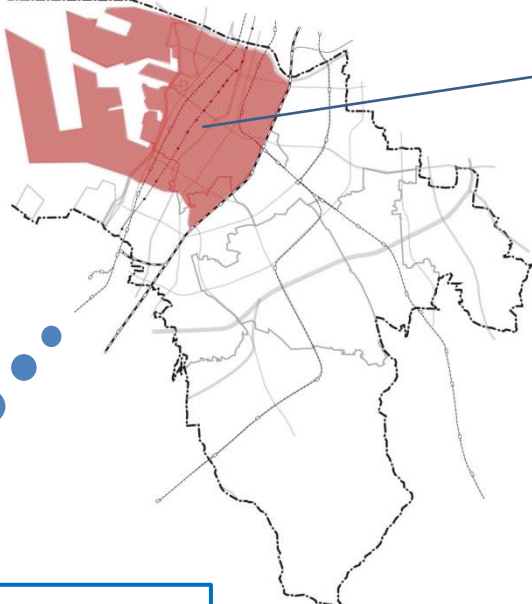
～提案・要望事項～

- 地域再生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議により示された法施行後三年以内の見直しにあたり、近畿圏整備法の基準適用により除外されている地域を改めること。
- 平成30年3月31日に特例措置の認定期間が終了する場合、企業等の意見を十分に反映させ、実効性のある新たな制度を確立すること。

【現状と課題】

- 平成27年8月に施行された『地域再生法の一部を改正する法律』では、特例措置の対象地域から本市の一部地域が除外されている。
- 一方、本法の改正にあたっては附帯決議がなされており、法施行後3年の見直しが求められている。
- また、地方自治体が策定する『地域再生計画』に基づき、本社機能の移転・新增設を行う事業者に対する税制措置が講じられているが、平成30年3月31日をもって、当該事業者に対する特例措置の認定期間が終了する予定である。

◆『地域再生法の一部を改正する法律』において堺市内で対象外となる地域



堺市において除外となる地域
(近畿圏整備法に基づく既成都市区域)
JR 阪和線以西の臨海部や都心地域

堺市の施策+国の特例措置の活用により
企業投資や雇用促進を図り、
地方創生を推進していくことが必要！

【堺市の施策】

堺市ものづくり投資促進条例をはじめ、
雇用の創出や地域産業の維持・拡大を図る
ため企業立地施策を整備

【堺市の施策】堺市ものづくり投資促進条例、堺市
中小企業研究開発機能強化支援補助金など

そのために

- 特例措置の認定期間を延長する場合は
適用除外地域を改めることが必要！
- 特例措置の認定期間を終了する場合は
実効性のある新たな制度の確立が必要！

【本件に関する連絡先】

産業振興局 産業政策課参事 田中 昌吾 (TEL:072-228-7629)
市長公室 企画推進担当課長 金本 貴幸 (TEL:072-228-7480)